下「受注者等」という。）が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第51条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下⑮において同じ。）。

イ　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。①のウ及び②のイにおいて同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ　上記①のイに規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ　本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。②のイにおいて同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

②　次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の１に相当する額のほか、請負代金額の100分の５に該当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　上記①のアに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の２第８項又は第９項の規定の適用があるとき。

イ　上記①のイに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は上記①のエに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

ウ　上記①のエに該当する場合であって、上記①のアに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。

エ　上記①のエに該当する場合であって、受注者が発注者に入札心得第４条の３の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

③　受注者が、上記①及び②の違約金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

④　受注者は、契約の履行を理由として、上記①及び②の違約金を免れることができない。

⑤　上記①及び②の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

⑯　電子入札について

①　手続き当初から電子入札方式によりがたい場合は、事前に発注者の承諾を得て従来の紙入札方式で行うことができる。（農林水産省電子入札運用基準標準例に示す別紙様式１に記載の上提出すること。）

②　電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができる。（農林水産省電子入札運用基準標準例に示す別紙様式３に記載の上提出すること。）

③　電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更することがある。

⑰　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について　開札の結果、低入札価格調査の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について（平成18年４月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長通知）」に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

監督体制の強化等

①　施工体制の点検　施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請する場合がある。さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）（平成26年３月28日付け事務連絡農村振興局設計課施工企画調整室長通知）」等に基づき、重点的な工事監督を実施する。なお、事前通告をしないで点検することがある。

②　下請け契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。なお、事前通告をしないで点検することがある。

③　受注者側技術者の増員について　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は九州農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去２年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置させることとし、低入札価格調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ア　工事成績が70点未満の評定を通知された者

イ　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者。

エ　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

⑱　低入札価格調査対象工事について

①　対象工事について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」で示す次のア～ウの段階において、監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ下記の②及び③に示す対策を講ずることとする。

ア　施工確認段階

イ　施工体制点検段階

ウ　下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階

②　上記①に示す文書指示を受けた場合、以降の１年間において九州農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を次のとおり減点する。

ア　総合評価落札方式の場合　１年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50％マイナスする。

イ　公募型指名競争入札等の場合　１年間にわたり、当該企業の工事成績に係る評定（最大３点）を３点マイナスする。

③　上記①に示す文書指示の回数が２回に達した場合、九州農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

入札参加の制限の考え方　対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、対象工事を発注した農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。ただし、対象工事が２箇年以上にまたがる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。

④　当該対象工事の成績が65点未満の場合、評定通知日から１年間、上記②と同様の措置を講ずる。

⑲　詳細は入札説明書による。